

京都市立病院整備運営事業  
入札説明書

平成21年2月

京 都 市

## <目次>

第1	入札説明書の定義	1
第2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業に供される公共施設等の種別	2
3	公共施設等の管理者等	2
4	事業目的	2
5	事業内容	2
6	事業の手法	5
7	事業期間	5
8	本市が支払うサービス対価	5
9	施設概要	5
第3	入札参加に関する条件・手続等	7
1	入札方法等	7
2	選定の手順及びスケジュール	7
3	入札参加者と本市の対話	8
4	参加資格に関する事項	8
5	入札に関する手続	11
6	入札参加に関する留意事項	18
第4	事業者の選定	20
1	落札者の決定方法	20
2	審査委員会の設置	20
3	審査の方法	20
4	審査の手順及び審査事項	21
5	落札者の決定	21
6	入札結果の通知及び公表	21
第5	事業契約等に関する事項	22
1	基本協定書の締結	22
2	特別目的会社（SPC）の設立	22
3	事業契約の締結	22
4	落札者決定の取消し	22
5	契約保証金	23
第6	事業実施に関する事項	24
1	事業期間中のSPCと本市のかかわり	24

2	事業の実施状況のモニタリング .....	24
3	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	25
4	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	25
5	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	26
第7	その他 .....	27
1	入札参加資格の喪失 .....	27
2	情報公開及び情報提供 .....	27
3	入札説明書等に関する問い合わせ先 .....	27

添付資料 1	入札説明書様式集
添付資料 2	落札者決定基準
添付資料 3 - 1	要求水準書 1
添付資料 3 - 2	要求水準書 2
添付資料 3 - 3	要求水準書 3
添付資料 3 - 4	要求水準書 4
添付資料 3 - 5	要求水準書 5
添付資料 4 - 1	基本協定書 (案)
添付資料 4 - 2	事業契約書 (案)

以下、本入札説明書並びに添付資料 1，添付資料 2，添付資料 3 - 1，添付資料 3 - 2，添付資料 3 - 3，添付資料 3 - 4，添付資料 3 - 5，添付資料 4 - 1 及び添付資料 4 - 2 を総称して「入札説明書等」という。

## 第 1 入札説明書の定義

京都市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定により、平成20年12月25日、「京都市立病院整備運営事業」（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

この「京都市立病院整備運営事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、本市が、本事業を実施する事業者の選定に係る総合評価一般競争入札を公告するに当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に配布するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成20年8月19日に公表した「京都市立病院整備運営事業実施方針」及び平成20年11月11日に公表した「京都市立病院整備運営事業業務要求水準書（案）」（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する意見及び質問に対する回答等を反映している。

入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書によることとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

京都市立病院整備運営事業

### 2 事業に供される公共施設等の種別

京都市立病院施設及び職員宿舎，院内保育所，付帯施設，外構（以下「病院施設等」という。）

### 3 公共施設等の管理者等

京都市長 門川 大作

（本市では，京都市立病院の経営形態の見直しを検討しており，今後管理者を地方独立行政法人に変更する可能性がある。）

### 4 事業目的

医療を取り巻く環境は，急激な少子高齢化，医療技術の進歩，医療費負担の増大，医療に対する市民ニーズの多様化など，大きく変化しており，医療は「与えるサービス」から「選択される医療」へと変わりつつある。

本市では，平成16年9月，京都市医療施設審議会から「市民のための病院として，『市民に親しまれ，愛され，信頼される病院』を目指し，市民本位の医療を実践するとともに，地域のかかりつけ医と協働して地域全体で市民の健康を守るべきである」との基本認識に基づく答申がなされた。

これを踏まえ，京都市立病院において今後の病院運営について検討を重ねた結果，北館（以下「既設北館」という。）については，耐震性能や療養環境の面において課題があるが，医療を継続しながら改修工事を行うことは困難であり，また，改修工事では，療養環境の十分な向上を図ることが困難であることから，既設北館を建て替えるとともに，現在の本館（以下「既設本館」という。）の改修を行い，これを契機に，感染症や救急・災害医療等の政策医療機能，がんや生活習慣病への高度医療，地域医療の支援機能を整備・拡充することとした。

### 5 事業内容

PFI法に基づき，選定事業者(入札説明書の定めるところにより，本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)は，次の業務を行う。各業務の詳細については，要求水準書に示すとおりである。

**(1) 全体マネジメント業務**

- ア 経営支援業務
- イ プロジェクトマネジメント業務
- ウ 個別業務統括業務

**(2) 病院施設等の整備等業務**

- ア 新館等※の整備業務
  - (ア) 事前調査業務
  - (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
  - (ウ) 建設業務
  - (エ) 工事監理業務
- ※ 「新館等」とは，新館（既設北館を改築した建物），職員宿舎，院内保育所，付帯施設，外構を指す。
- イ 既設本館の改修業務
  - (ア) 事前調査業務
  - (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
  - (ウ) 建設業務（改修工事）
  - (エ) 工事監理業務
- ウ 施設整備に係る解体撤去業務
  - (ア) 事前調査業務
  - (イ) 設計（基本設計，実施設計）業務
  - (ウ) 建設業務（解体撤去工事）
  - (エ) 工事監理業務
- エ 施設整備に係る周辺家屋影響調査，対策業務
  - (ア) 周辺家屋影響調査
  - (イ) 対策業務
- オ 施設整備に係る電波障害調査，対策業務
  - (ア) 調査業務
  - (イ) 対策業務
- カ ア～ウに伴う各種申請業務
  - (ア) 各種申請等業務
  - (イ) 医療法関係届出及び補助金，交付金等申請への協力

**(3) 病院運營業務**

- ア 病院運營業務（医療法に基づく政令８業務のうち，次の業務）
  - (ア) 検体検査業務（病理検査を除く。）
  - (イ) 滅菌消毒業務

- (ウ) (ウ) 食事の提供業務（献立作成業務等を除く。）
- (エ) (エ) 医療機器の保守点検業務
- (オ) (オ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務
- (カ) (カ) 洗濯業務
- (キ) 清掃業務
- イ その他病院運営業務
  - (ア) 医療事務業務（診療報酬請求業務，医事受付業務等）
  - (イ) 診療情報管理・運用業務
  - (ウ) 医療支援業務
  - (エ) 物品管理及び物流管理（SPD）業務
  - (オ) 病院総合情報システムの運用業務
  - (カ) 利便施設運営管理業務（食堂，売店等）
  - (キ) 健診センター運営支援業務
  - (ク) 電話交換業務
  - (ケ) 図書室運営業務（患者用，職員用）
  - (コ) 地域医療連携部門業務

#### (4) 施設設備維持管理業務

- ア 病院施設維持管理業務
  - (ア) 建築物保守管理業務
  - (イ) 建築設備保守管理業務
  - (ウ) 警備業務
  - (エ) 環境衛生管理業務
  - (オ) 植栽管理業務
- イ 職員宿舎，院内保育所，付帯施設等維持管理業務
  - (ア) 建築物保守管理業務
  - (イ) 建築設備保守管理業務
  - (ウ) 外構施設維持管理業務
  - (エ) 付帯施設維持管理業務（駐車場を含む。）
  - (オ) 警備業務
  - (カ) 環境衛生管理業務

#### (5) 調達業務

- ア 医薬品の調達業務
- イ 診療材料の調達業務
- ウ 医療機器及び関連備品の調達業務
- エ 消耗品及び消耗備品の調達業務

なお、病院総合情報システムの維持管理及び更新業務，医療機器の更新業務，職員宿舎及び院内保育所の運営は，本市が行う。

## 6 事業の手法

病院施設等（既設本館を除く。）については，選定事業者が施設を建設（Build）し，本市に所有権を移転し（Transfer），事業期間において運営及び維持管理（Operate）するBTO方式とする。

既設本館については，改修工事を行い，病院機能を向上させる（Rehabilitate）とともに，事業期間において運営及び維持管理（Operate）を行うRO方式により実施する。

## 7 事業期間

本事業期間は，事業契約締結の日（平成22年1月を予定）から平成40年3月までの約18年間3箇月とする。

## 8 本市が支払うサービス対価

「添付資料4-2 事業契約書（案）」別紙15を参照されたい。

## 9 施設概要

### (1) 整備の概要

#### ア 整備対象施設の概要

病院施設	新館（既設本館と各階を渡り廊下でつなぐため，建築基準法等の申請上は既設本館に対する増築となる。） 本館（既設本館を改修）
職員宿舎	単身者用
院内保育所	
付帯施設	渡り廊下，駐輪場，備蓄倉庫，車庫，駐車場，廃棄物置場等
外構	植栽・庭園，塀・フェンス，門扉，擁壁，構内道路，公共掲示板，案内板等の附属工作物等 （京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画に地区施設として定められた緑地及び歩行者用通路を含む。）
仮設渡り廊下等	施設整備に伴う仮設建物・設備等

#### イ 病床規模

病床数：548床（現行586床）

## (2) 施設の立地条件

### ア 計画地

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

### イ 敷地面積

47,584.46㎡

※ 京都市立病院，京都市立看護短期大学，京都市衛生公害研究所のある一団の土地。京都市立病院に限ると，敷地面積は，34,051.76㎡である。

なお，京都市立病院の敷地の一部（敷地面積600㎡程度）を，京都市消防局の事業で使用する可能性がある。

### ウ 地域地区等

用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%及び40% (京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画による。)
容積率	200%及び300% (300%は五条通の敷地境界線から25m以内の範囲)
防火規制	準防火地区
高度規制	20m第3種高度地区及び20m第4種高度地区 ただし，京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画の区域内であるため，地区計画に定める高さ規制（病院施設は31m）による。
日影規制	5mラインで5時間，10mラインで3時間，測定高さ地上4m
地区計画	京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画
景観地区	市街地型美観形成地区（景観法，京都市市街地景観整備条例）
その他，主な地区の指定・条例等	埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法，京都市文化財保護条例） 駐車施設の付置（駐車場法，京都市駐車場条例）

### 第3 入札参加に関する条件・手続等

#### 1 入札方法等

本事業における事業者の募集及び選定方法は、事業者が、本市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、事業者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する性能要件を満たすことが見込まれる内容であることを前提として、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）が適用される。また、本事業は、地方自治法施行令第167条の7及び京都市契約事務規則（以下「規則」という。）に規定する入札保証制度の体系を活用した、京都市「入札ボンド制度の試行について」が適用される。

#### 2 選定の手順及びスケジュール

選定事業者の選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

	日程（予定）	内容
平成21年	2月6日	入札公告
	2月6日～4月7日	入札説明書等の書類交付期間
	2月6日～2月23日	入札説明書等に関する質問の受付
	2月17日	入札説明会
	3月30日	入札説明書等に関する質問の回答・公表
	4月1日～4月7日	入札参加者からの参加表明、入札参加要件確認書類の受付、第1回対話参加申込等の受付
	4月13日	入札参加要件確認結果の通知
	4月15日～4月16日	施設見学会
	4月22日まで	入札参加資格がないと認められた者の説明請求の受付
	4月30日まで	入札参加資格がないと認められた者の説明請求への回答
	5月1日	予定価格の通知（2者以上の場合）
	5月11日～5月13日	第1回対話の実施
	6月5日	第1回対話の結果の公表
	6月8日～6月10日	第2回対話参加申込等の受付
	6月22日～6月24日	第2回対話の実施
	7月10日	第2回対話の結果の公表
	7月17日	入札辞退書提出期限
	7月22日	入札通知、入札参加者の公表
	8月10日	入札書及び提案書の受付、開札
	9月下旬	落札者の決定
10月下旬	基本協定の締結	
平成22年	1月下旬	特別目的会社との事業契約締結

### 3 入札参加者と本市の対話

「P F Iにおける今後の入札契約制度のあり方に関する調査について」（内閣府民間資金等活用事業推進室平成18年11月10日）、「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月24日付け総行地第145号各都道府県・各指定都市P F I・契約担当部局あて総務省自治行政局地域振興課長通知）に添付された「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」（平成18年11月22日付け民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）等の趣旨を踏まえ、入札参加者間での公平性・透明性の確保に十分留意した上で、入札参加者との対面による対話（以下「対話」という。）の場を設けることとする。

この対話では、入札参加者と本市との十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の内容をよりの確に把握できるようにすることを目的としている。

### 4 参加資格に関する事項

入札参加者は、本事業を実施しようとする企業又は企業グループとする。企業グループは、構成員（本書第5の2に示す特別目的会社（以下「S P C」という。）に出資する者をいう。以下同じ。）により構成するものとする。

入札参加者は、代表する企業（以下「代表者」という。）を定め、代表者が入札参加手続を行うものとする。

代表者は、構成員の中で最大の議決権株式を保有するものとし、原則として事業期間を通じてこれを維持すること。

構成員でない者で、事業開始後、S P Cから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を協力企業という。

協力企業のうち、全体マネジメント業務、設計・工事監理業務、建設業務、医療事務業務及び調達業務を担当する者を主要協力企業という。

なお、全体マネジメント業務を主導的に行う者は、必ず構成員とならなければならない。

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び主要協力企業の変更は認めない。ただし、主要協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。

#### (1) 入札参加者の参加資格要件

構成員は、次の要件をすべて満たすこと。また、他の入札参加者の構成員又は主要協力企業でないこと。

ア 京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入

札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外のもので平成20年11月25日付け京都市告示第357号に定める資格の審査の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者であること。

イ 本件入札に係る入札参加資格確認申請書の提出日、入札日及び落札決定日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けていないこと。

ウ 全体マネジメント業務に当たる者は、平成5年度以降に一般病床300床以上の病院において1年以上の経営コンサルティングの実績を有するとともに、本事業の実施に必要なマネジメント能力を有していること。ただし、全体マネジメント業務に当たる者が複数の場合には、そのうちの一者が当該要件を満たしていること。

なお、マネジメント能力保有の確認は、書面によるほか、ヒアリングを通じて行う。

エ 本件入札に参加しようとする他の入札参加者の構成員又は主要協力企業との関係が、次の（ア）～（ウ）のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

（ア） 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前a及びbと同視し得る関係があると認められる場合

オ 次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア） 本市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者（以下「アドバイザー業務に関与した者」という。）並びに関連がある者

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社三菱総合研究所（東京都千代田区大手町2-3-6）

西村あさひ法律事務所（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）

株式会社病院システム（東京都豊島区目白2-16-19 池袋若林ビル）

KPMGヘルスケアジャパン株式会社（東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館）

株式会社大阪山田守建築事務所（大阪市天王寺区上本町6丁目2番26号 大和上六ビル）

(イ) 京都市立病院整備運営事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

カ 構成員又は主要協力企業において、次の要件を満たすこと。

(ア) 設計・工事監理業務に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、cの要件については、設計及びその関連業務、工事監理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの一者が当該要件を満たしていればよい。

a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

なお、平成5年度以降に建築士法により事務所として処分を受けたことがなく、また、処分を受けた建築士を雇用したことがないこと。

b 常勤の自社社員で、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。

c 平成5年度以降に、次の建物の設計・工事監理の元請としての実績を有していること。

(a) 一般病床300床以上の病院

(b) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の免震構造の建物

d 工事監理業務に当たる者は、本事業における建設業務を担う者でないこと。

(イ) 建設業務に当たる者は、次の要件を満たしていること。ただし、cの要件については、建設業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの一者が当該要件を満たしていればよい。

a 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていること。

b 直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（入札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が950点以上であること。

c 平成5年度以降に次の建設実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(a) 一般病床300床以上の病院

(b) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の免震構造の建物

d 建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者を専任で配置できること。

なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後においては、やむを得ない事情に基づき、本市の承認を得た場合を除き、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(ウ) 医療事務業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医療事務業務の実績を有していること。

なお、医療事務業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること。

(エ) 調達業務に当たる者は、平成15年度以降に1年以上の医薬品、診療材料の調達業務の実績を有していること。

なお、調達業務に当たる者が複数の場合には、すべての者が当該要件を満たしていること。

## (2) 主要協力企業の資格要件

入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認申請時に主要協力企業を明らかにしなければならない。

入札参加者は、一般競争入札参加資格の確認申請時に要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けている者を主要協力企業とすることはできない。

主要協力企業は、(1)ア、エ及びオの資格要件をすべて満たすこと。また、他の入札参加者の構成員又は主要協力企業でないこと。

## (3) 選定事業者が事業契約後に選定する協力企業

主要協力企業を除く協力企業は、必ずしも入札参加資格確認申請書の提出時及び入札時に明らかにする必要はない。入札参加資格確認申請書の提出時及び入札時に明らかにしなかった協力企業については、選定事業者が選定する。

## 5 入札に関する手続

入札に関する手続等は次のとおりである。

### (1) 入札説明書等の交付期間、場所

ア 入札公告及び入札説明書等

(ア) 交付期間

公告の日から平成21年4月7日(火)まで。

ただし、土曜日及び日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から

午後5時までとする。

(イ) 交付場所

次の場所において無償で交付する。

なお、交付を受けるに当たっては、事前に次の交付場所に電話連絡を行うこと。

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課

電話075-222-3313

(ウ) ホームページへの掲載

入札説明書等については、京都市理財局調度課のホームページ（以下「調度課ホームページ」という。）及び京都市立病院のホームページ（以下「京都市立病院ホームページ」という。）に掲載しており、ダウンロードが可能である。

調度課ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

京都市立病院ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/city-hosp/>

イ 要求水準書の参考資料

申し出があれば、次の資料については、平成21年2月17日（火）以降に無償で貸与する。

- ・医療事故対応マニュアル
- ・システム障害時対応マニュアル
- ・災害発生時対応マニュアル
- ・防災計画
- ・危機管理計画
- ・食中毒対応マニュアル
- ・患者からの診療情報開示請求の手順
- ・院内感染対策マニュアル
- ・看護基準，看護手順

資料の貸与を希望する者は、次の要領で手続を行うものとする。

(ア) 貸与資料仮受領証

「貸与資料仮受領証（入札説明書様式集（以下「様式集」という。）第3号様式）」に必要事項を記入し、平成21年2月13日（金）までに提出すること。

(イ) 資料貸与申込書・貸与資料返還確認書，守秘義務の遵守に関する誓約書

資料貸与後は、様式集第4号様式及び第5号様式に必要事項を記入し、速やかに次のあて先に持参又は郵送すること。

なお、「守秘義務の遵守に関する誓約書」で規定している返還期日までに、資料の本市への返還が確認でき次第、「貸与資料返還確認書（様式集第4号様式の下部）」の引渡しをもって資料の返還手続の完了とする。

あて先

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院事務局管理課整備担当

## (2) 入札説明会の開催

次のとおり入札に関する説明会を開催する。

### ア 開催日時

平成21年2月17日(火) 午後2時30分～午後4時00分

### イ 開催場所

京都市下京区中堂寺栗田町93番地

京都リサーチパーク1号館4階AV会議室(電話075-322-7888)

### ウ 参加申込方法

入札説明会への参加を希望する事業者は、「入札説明会参加申込書(様式集第1号様式)」に必要事項を記入のうえ、平成21年2月13日(金)午後5時までに、次の要領で提出すること。

・申込先 京都市立病院事務局管理課整備担当(第7の3のとおり)

・申込方法 電子メール

郵送又は持参(CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000 以上で対応可能なものとする。)

説明会当日は、入札説明書等は配布しないので、参加者が持参すること。

なお、正確を期するため、質問、意見等は、「(3)入札説明書等に関する質問の受付及び質問に対する回答」の要領で受け付ける。説明会会場では、質問、意見等は受け付けない。

## (3) 入札説明書等に関する質問の受付及び質問に対する回答

入札説明書等の内容に関して、次の要領により質問受付を行う。

### ア 質問の受付期間

平成21年2月6日(金)～平成21年2月23日(月)午後5時

### イ 質問の提出方法

「入札説明書等に関する質問書(様式集第2号様式)」に質問内容及び必要事項を記入のうえ、次の要領で提出すること。

・提出先 京都市立病院事務局管理課整備担当(第7の3のとおり)

・提出方法 電子メール

郵送又は持参(CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000 以上で対応可

能なものとすること。)

ウ 回答

提出のあった質問及びそれらに対する回答は、京都市立病院ホームページにおいて、平成21年3月30日(月)までに公表する。

(4) 入札参加資格確認の手続(第1次審査)

入札に参加しようとする者で、代表者となる予定の者は、次に掲げる入札参加資格確認のための資料を提出し、審査を受けること。

ア 提出書類

- ・参加表明書(様式集第10号様式)
- ・一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式集第12号様式)
- ・添付書類(様式集第13号様式～第24号様式に基づく書類)
- ・直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札日時において有効(審査基準日から1年7箇月以内)のものに限る。A4判の写しを提出すること。

- ・返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手を貼付すること。

イ 提出受付期間

平成21年4月1日(水)～平成21年4月7日(火)

ただし、土曜日から日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課

電話075-222-3313

エ 提出方法

持参により提出すること。

(5) 施設見学会

入札参加表明の手続を行った者を対象に、次のとおり施設見学会を開催する。

ア 日時

平成21年4月15日(水)、16日(木)午後4時～午後7時

イ 場所

京都市立病院

ウ 参加申込方法

施設見学会への参加を希望する事業者は、「施設見学会参加申込書(様式集第6号様式)」に、必要事項を記入のうえ、平成21年4月7日(火)午後5時までに、次

の要領で提出すること。

- ・ 申込先 京都市立病院事務局管理課整備担当（第7の3のとおり）
- ・ 申込方法 電子メール  
郵送又は持参（CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000 以上で対応可能なものとする。）

#### (6) 入札参加資格確認審査結果及び予定価格の通知

入札参加資格確認のための書類の受領後、本市は入札参加資格確認を行い、その結果は、平成21年4月13日（月）までに、入札参加者の代表者に対して、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。また、その結果を京都市立病院ホームページなどを通じて公表する。

なお、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。また、入札参加資格があると認めた者が複数の場合には、当該資格があると認めた者に対して、平成21年5月1日（金）までに入札予定価格を書面で通知する。

#### (7) 入札参加資格がないと認められた者の説明請求

入札参加資格がないと認められた者は、代表者によって、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

##### ア 書面の提出期限

一般競争入札参加資格確認通知の日から平成21年4月22日（水）午後5時まで

ただし、土曜日から日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

##### イ 書面の提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課

電話075-222-3313

##### ウ 提出方法

「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式集第25号様式）」に、必要事項を記入のうえ、持参により提出すること。

##### エ 回答期限及び方法

市長は、入札参加資格がないと認められた者により理由の説明を求められたときは、平成21年4月30日（木）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## (8) 第1回対話の実施と結果の公表

### ア 申込受付期間

平成21年4月1日(水)～平成21年4月7日(火)午後5時

### イ 申込要領

対話関係の提出書類(様式集第7号様式及び第8号様式)に必要事項及び質問内容を記入のうえ、次の要領により申し込むこと。

・申込先 京都市立病院事務局管理課整備担当(第7の3のとおり)

・申込方法 電子メール

郵送又は持参(CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000以上で対応可能なものとする。)

### ウ 対話の実施予定時期

平成21年5月11日(月)～平成21年5月13日(水)

### エ 結果の公表

対話の議事録等は、対話に参加した者に対してのみ公表する予定である。

## (9) 第2回対話の実施と結果の公表

### ア 申込受付期間

平成21年6月8日(月)～平成21年6月10日(水)午後5時

### イ 申込要領

対話関係の提出書類(様式集第7号様式及び第8号様式)に示した対話の提出書類により、必要事項及び質問内容を記入のうえ、次の要領により申し込むこと。

・申込先 京都市立病院事務局管理課整備担当(第7の3のとおり)

・申込方法 電子メール

郵送又は持参(CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000以上で対応可能なものとする。)

### ウ 対話の実施予定時期

平成21年6月22日(月)～平成21年6月24日(水)

### エ 結果の公表

対話の議事録等は、対話に参加した者に対してのみ公表する予定である。

## (10) 入札

### ア 入札の日時、場所及び提出書類

入札参加資格があると認められた者は、代表者によって入札書及び提案書を提出

すること。

(ア) 入札日時

平成21年8月10日(月)午前10時

(イ) 入札場所

京都市理財局財務部調度課第一入札室

(ウ) 提出書類

入札書及び提案書(正本)各1部、提案書(副本)の各指定部数及び入札書類のデータを保存した電子媒体(CD-R)3部(以下、これらを総称して「入札書類」という。)とする。提出書類(電子媒体を含む。)の詳細は、様式集に記載のとおりとする。

なお、入札書類を郵送する場合は、簡易書留郵便とし、平成21年8月7日(金)午後5時までに第3の5の(1)のアの(イ)の場所に必着させること。

入札書類の作成方法については、「添付資料1 入札説明書様式集」に従うこととする。

イ 入札及び開札方法

(ア) 入札者は、原則として入札日時に入札執行場所に出席して入札を行わなければならない。

入札書は、様式集第27号様式を使用し、持参する場合は、封筒に入れ、表面に「京都市立病院整備運営事業の入札書」と記載し、裏面に入札参加者名及び代表者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表社名)を記載したうえ、封印すること。

入札書を郵送する場合は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、前述の入札書を持参する場合と同様に、封筒の表面及び裏面に必要事項を記載し、外封筒には「京都市立病院整備運営事業の入札書在中」と記載したうえ、封印すること。

(イ) 入札書の各欄には、漏れなく必要事項を記載し、入札価格の記載方法は「添付資料1 入札説明書様式集」に従うこととする。

(ウ) 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(エ) 代表者以外の者(以下「代理人」という。)が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としない。

(オ) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(カ) 入札者又はその代理人は、1グループにつき4名まで入札室へ入室することができる。

- (キ) 入札者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。
- (ク) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に立ち入ることができない。
- (ケ) 入札者又はその代理人は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、入札室を退出することができない。
- (コ) 再度の入札は、予定価格の事前公表を行わない場合に限り1回を限度として行う。
- なお、入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。

## 6 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札の辞退

入札参加資格があると認められた者が入札を辞退する場合は、入札辞退書（様式集第29号様式）を提出すること。

なお、入札書類を郵送した場合において、本市が同書類を受理した後の辞退は認めない。

#### ア 提出期限

平成21年7月17日（金）午後5時

#### イ 提出方法

- ・提出方法 直接持参又は郵送（CD-R等に保存した電子ファイルにより提出することとし、併せて当該電子ファイルの内容を出力した用紙を提出すること。電子ファイル形式は、Microsoft Excel 2000以上で対応可能なものとする。郵送する場合は、配達記録郵便とし、提出期限までに必着させること。）
- ・提出先 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市理財局財務部調度課  
電話075-222-3313

### (2) 入札の取消し

入札参加者に予定価格の通知を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本事業の入札を取り消すものとする。

### (3) 入札の無効

ア 京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

は、無効とする。

イ 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

#### (4) 入札書類の取扱い

##### ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

また、提出された入札書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下、同じ。）は、事業者の選定にかかわる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。ただし、事業者の提案書類については、本事業内容の公表時や本市が必要と認めるときには、本市は、その全部又は一部を使用できるものとする。

契約に至らなかった入札参加者の入札書類は、本事業の選定結果の公表以外には入札参加者に無断で使用しない。

##### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うこととする。

#### (5) 提案書類に関するヒアリング

本市が必要と認めた場合には、平成21年8月下旬を目途に、入札参加者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。

なお、開催日時及び開催場所等の詳細については、入札参加者の代表者に通知する。

#### (6) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を納付する必要がある。ただし、京都市契約事務規則第7条の2第1項第1号から同項第6号に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

#### (7) 使用言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 第4 事業者の選定

### 1 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の決定に当たっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者決定基準に基づき、入札価格、事業計画、施設計画、維持管理計画等その他の項目を総合的に評価して、最も優れた者を落札者として決定する。

### 2 審査委員会の設置

本事業における落札者の決定に当たっては、提案内容を審査し、最優秀提案を選定するために、学識経験者及び本市職員で構成する京都市立病院整備運営事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。委員は、次の9名で構成し、審査委員会の会議は非公開としている。

氏名	役職等
我部山キヨ子	京都府看護協会会長
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科准教授
高木 博司	京都市保健福祉局保健衛生推進室部長
古川 啓三	京都市立病院副院長
平家 直美	京都市都市計画局公共建築部長
○榎 系	近江八幡市立総合医療センター院長
向原 純雄	京都市立病院院長
森 洋一	京都府医師会会長
◎門内 輝行	京都大学大学院工学研究科教授

◎…委員長      ○…副委員長

(五十音順)

なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することなど、自社を有利に、又は、他社を不利にするように働きかけることを禁ずる。

### 3 審査の方法

資格審査は本市が行い、提案審査は審査委員会において行う。

審査は、入札価格のほか、設計・建設、維持管理及び医薬品・診療材料の調達等の提案内容、本市の要求水準との適合性及びリスク分担を含む事業計画の妥当性及び確実性等の各面から総合的にを行い、最優秀提案を選定する。

なお、審査の過程において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

#### 4 審査の手順及び審査事項

「添付資料2 落札者決定基準」のとおり。

#### 5 落札者の決定

本市は、審査委員会の最優秀提案選定の結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、落札者が入札書の開札日から落札者の決定の日までに入札参加資格を失った場合及び無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札者の決定を取り消す。

#### 6 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに代表者に通知するとともに、京都市立病院ホームページへの掲載等の方法により公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 第5 事業契約等に関する事項

### 1 基本協定書の締結

本市は、落札者決定後速やかに、落札者と基本協定書(案)により本事業に関する基本協定を締結する。

### 2 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とするSPCを京都市内に設立すること。

SPCの資本金等の額は、提案に委ねるが、本事業を安定的に実施するのに十分な額であること。

また、代表者が必ずSPCへの出資を行うこととし、その出資比率が全出資者中最大となることとする。

なお、SPCの役員構成については、原則として制限を設けない。

SPCは、本事業以外の業務を兼業することはできない。このことは、落札した入札参加者の構成員が本事業に関連する事業を本市との契約に基づき実施することを妨げるものではない。

SPCへの出資については、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、入札参加者以外の第三者からの出資は認めないものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### 3 事業契約の締結

本市は、落札者が設立したSPCと契約内容に関する協議を行い、当該SPCをPFI法第7条第1項により選定事業を実施する者として選定したうえ、当該SPCと事業契約を締結する。

事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等は、落札者の負担とする。

### 4 落札者決定の取消し

落札者決定後、基本協定締結までの間に、落札者の構成員が京都市契約事務規則の施行に関する要綱(制定 平成16年3月31日)第2条第1項に該当する場合は、基本協定を締結せず、落札者の決定を取り消す。

落札者の決定を取り消した場合は、総合評価一般競争入札の総合審査の得点の高い者から順に契約交渉を行う(随意契約)。

## 5 契約保証金

契約の履行を確保するため、「添付資料4-2 事業契約書（案）」第5条に規定する保証を行うこと。

## 第6 事業実施に関する事項

### 1 事業期間中のSPCと本市のかかわり

- (1) 本事業は、SPCの責任において遂行される。また、本市は、事業契約書(案)に定められた方法により、事業の実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として、本市は、SPCに対して連絡等を行うが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて協力企業等と直接連絡調整を行うことができる。
- (3) 資金調達上の必要があれば、本市は、SPCに融資を行う金融機関と一定の重要事項について協議し、協定等を締結する。
- (4) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本市とSPCは誠意をもって協議する。

### 2 事業の実施状況のモニタリング

#### (1) モニタリングの目的

SPCが、定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に規定した水準を達成しているか否かを確認するため、本市は、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

#### (2) モニタリングの実施時期及び概要

##### ア 基本設計・実施設計時

本市は、SPCによって行われた設計が本市の要求した性能に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

##### イ 工事施工時

SPCは、建築基準法に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況について報告し、本市の確認を受ける。また、SPCは、本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

##### ウ 工事完成・施設引渡し時

SPCは、施工記録を用意して、現場で本市の確認を受ける。この際、本市は、施設の状態が事業契約書に規定した水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。確認の結果、事業契約書に規定した水準を満たしていない場合は、本市は、補修又は改造を求めることができる。

##### エ 施設供用開始後（運営・維持管理段階）

SPCは、運営・維持管理段階において、事業契約書に規定した方法に従い、業務報告書及び監査を経た財務状況等を本市に報告しなければならない。

本市は、運営・維持管理段階において、SPCが行う業務の実施状況が事業契約

書に規定した水準に適合するものであるか否かについて、事業契約書に規定した方法に従い、確認を行う。

オ 事業契約終了時

本市は、事業契約終了時に、事業契約書に規定した水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書に規定した水準を満たしていない場合は、本市は、SPCに補修又は改善を求めることができる。

(3) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングのために、SPCが本市に対する報告や資料作成等に要する費用は、SPCの負担とする。

(4) SPCに対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書に規定した水準を満たしていない場合、本市は、事業契約書に規定する方法に従い、SPCに対する是正勧告、支払額の減額、業務実施者の変更又は事業契約の解除をすることができる。

3 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の解決方法については、協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定や仲裁の方法及び期間等に関する規定等を含め、その具体的措置を事業契約書に規定する措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

4 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) SPCの契約不履行又はその懸念が生じた場合

ア SPCの提供するサービスが、事業契約書に規定した本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定めるSPCの責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、SPCに対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。SPCが当該期間内に修復をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ SPCが倒産し、又はSPCの財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

ウ ア又はイにおいて、本市が損害を被った場合、本市は、SPCに対し、損害の賠償を請求することができる。

**(2) 本市の事由により事業の継続が困難となった場合**

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、S P Cは、事業契約を解除することができる。

イ アにおいて、S P Cが損害を被った場合、S P Cは、本市に対し、損害の賠償を請求することができる。

**(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力、その他本市又はS P Cの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及びS P C双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市又はS P Cは、事業契約を解除することができる。

**5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

**(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項**

本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

**(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項**

本市は、事業者に対する補助、出資、債務保証等の支援は行わない。

**(3) その他の支援に関する事項**

本市は、S P Cによる業務実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。

法改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合には、本市とS P Cで協議を行う。

## 第7 その他

### 1 入札参加資格の喪失

落札者決定後、事業契約締結までの間に、入札参加者の構成員が京都市契約事務規則の施行に関する要綱（制定 平成16年3月31日）第2条第1項に該当する場合は、本市は、事業契約を締結しないことができる。

### 2 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、京都市立病院のホームページ等において行う。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/city-hosp/>

### 3 入札説明書等に関する問い合わせ先

事務局は次のとおりである。

連絡先	京都市立病院事務局管理課整備担当
所在地	〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
電話	075-311-5311（内線2482）
電子メールアドレス	kchp-pfi@hosp.city.kyoto.jp
京都市立病院ホームページ	<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/city-hosp/">http://www.city.kyoto.lg.jp/city-hosp/</a>

※ 本事業に関する問い合わせは、郵便、電子メール又は文書の持参により受け付ける。